

兵庫県鮪商生活衛生同業組合理事長
兵庫県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合理事長
兵庫県喫茶飲食生活衛生同業組合理事長
兵庫県料理業生活衛生同業組合理事長
兵庫県飲食業生活衛生同業組合理事長
兵庫県中華料理業生活衛生同業組合理事長

様

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の実施について(依頼)

日頃は、本県の生活衛生行政の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

本日、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされました。

このため、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部から県内全域を対象として、飲食事業者の皆様へ、別添1「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る飲食店等に対する休業要請等について」により、令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)までの期間、要請することになりましたのでお知らせします。

つきましては、貴組合員に対し別添1及び下記ホームページの掲載内容について周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

〈要請〉

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

〈協力依頼〉

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

〈協力金〉

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>

令和3年4月23日

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る
飲食店等に対する休業要請等について**

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大し、医療体制も非常に厳しい状況となっていることから、本日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置実施区域に指定されました。

県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、休業等を要請します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

種類	施設
飲食店 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

2 対象地域 兵庫県全域

- 3 要請内容
- ・酒類又はカラオケ設備を提供する場合の休業
 - ・酒類又はカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
 - ・感染対策の徹底

(※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑩）

----- 感染対策の徹底 -----

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守

お問い合わせ先

- ◆兵庫県緊急事態措置コールセンター
TEL：078-362-9921、
受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）
- ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）
TEL：078-361-2501
受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）
- ◆県ホームページ
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

緊急事態！ 感染拡大防止 徹底要請

本日、兵庫県に3度目の緊急事態宣言が発令されました。

県内では、連日過去最多の感染者が発生し、入院できない患者が1,000人を超え医療崩壊の危機にあるなど、まさに緊急事態にあります。

今後、ゴールデンウィークを迎え、何としてもこれ以上の感染拡大を阻止するため、人の移動を抑えなければなりません。

事業者の皆様には、厳しい状況が続きますが、緊急事態宣言下であることを認識していただき、次の重点的な取組を徹底してください。

事業者の皆様へ

1. 飲食対策の徹底

- 酒類の提供又はカラオケ設備の利用の禁止をお願いします。
- 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等は、5時から20時までの営業をお願いします。
- 飲食店等では、感染対策の徹底をお願いします。
アクリル板設置又は適切な距離確保、消毒液の設置、換気の徹底、入場者のマスク着用、発熱等症状者の入場禁止、従業員の検査受診の勧奨

2. 人流の抑制対策

- 多数の者が利用する大規模店舗や博物館など一定の集客施設は、休業にご協力をお願いします。
- イベントや催物等の開催は、延期や自粛をお願いします。開催する場合は、無観客での開催をお願いします。

3. 職場・施設等での感染対策の徹底

- 各職場や施設等での従業員の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など感染対策の徹底をお願いします。
- 高齢者施設では、職員等の積極的なPCR検査を実施してください。
- 従業員等に対し、懇親会等の会食の自粛を徹底してください。

4. 出勤者7割削減の推進

- 在宅勤務（テレワーク）の推進やゴールデンウィーク中の休暇取得の促進等により、出勤者の7割削減をお願いします。

令和3年4月23日

兵庫県知事

井戸敏三